

かたらい 利用料金一覧表

＜小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス＞

平成30年4月1日現在

《介護保険一部負担金》

①小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
同一建物以外施設利用料	10,495円	15,424円	22,437円	24,763円	27,305円
同一建物内施設利用料	9,456円	13,897円	20,215円	22,311円	24,602円

②介護予防小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要支援1	要支援2
同一建物以外施設利用料	3,460円	6,993円
同一建物内施設利用料	3,118円	6,301円

※岡山市（乙地）は、1単位＝10.17円として利用料を計算します。

《その他の主な加算》 ※①、②共通

初期加算（当事業所に登録された日から起算して30日以内の期間）	1日あたり	31円
処遇改善加算Ⅰ 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定		全単位数の10.2%

《その他の主な加算》 ※①のみ

認知症加算（Ⅰ）（厚生労働大臣が定める登録者）	1ヶ月あたり	813円
認知症加算（Ⅱ）（厚生労働大臣が定める登録者）	1ヶ月あたり	508円
看護職員配置加算（Ⅰ）常勤かつ専従の看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	915円
看護職員配置加算（Ⅱ）常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	711円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（厚生労働大臣が定める基準）	1ヶ月あたり	650円
総合マネジメント体制強化加算（厚生労働大臣が定める基準）	1ヶ月あたり	1,017円
訪問体制強化加算（厚生労働大臣が定める基準）	1ヶ月あたり	1,017円

※上記加算以外の加算を算定する際は、別途ご説明を行ないます。

《その他の費用》 ※①、②共通

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

食事代	朝食代	350円	
	昼食代	600円	飲み物、デザート代込み
	夕食代	530円	
教養娯楽費	実費		レクリエーションの材料費等
介護用品代	実費		リハビリパンツ、パット等
宿泊にかかる費用	2,500円		1回の宿泊につき

※月ごとの包括料金ですので、利用者様の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※月途中から登録された場合、または月途中で登録を終了された場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者様と当事業所の利用契約を終了した日

かたらい 利用料金一覧表

＜小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス＞

平成30年4月1日現在

《介護保険一部負担金》2割負担の場合

①小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
同一建物以外施設利用料	20,990円	30,848円	44,874円	49,526円	54,610円
同一建物内施設利用料	18,912円	27,794円	40,430円	44,622円	49,204円

②介護予防小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要支援1	要支援2
同一建物以外施設利用料	6,920円	13,986円
同一建物内施設利用料	6,236円	12,602円

※岡山市（乙地）は、1単位＝10.17円として利用料を計算します。

《その他の主な加算》 ※①、②共通

初期加算（当事業所に登録された日から起算して30日以内の期間）	1日あたり	62円
処遇改善加算Ⅰ 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定		全単位数の10.2%

《その他の主な加算》 ※①のみ

認知症加算（Ⅰ）（厚生労働大臣が定める登録者）	1ヶ月あたり	1,626円
認知症加算（Ⅱ）（厚生労働大臣が定める登録者）	1ヶ月あたり	1,016円
看護職員配置加算（Ⅰ）常勤かつ専従の看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	1,830円
看護職員配置加算（Ⅱ）常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	1,422円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（厚生労働大臣が定める基準）	1ヶ月あたり	1,300円
総合マネジメント体制強化加算（厚生労働大臣が定める基準）	1ヶ月あたり	2,034円
訪問体制強化加算（厚生労働大臣が定める基準）	1ヶ月あたり	1,017円

※上記加算以外の加算を算定する際は、別途ご説明を行ないます。

高額介護サービス費の負担限度額について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1か月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

詳しくはご相談ください。